

平成23年度 事業計画書

I 基本方針

本県の畜産は、恵まれた生産基盤と畜産物の需要に支えられ農業生産額の約3割を占め、資源循環型農業の要としての役割も担いながら農業の基幹部門として重要な役割を果たしています。

しかし、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生、更に食品等の不正表示問題などを契機として消費者の「食の安全・安心」に対する関心が一層高まる中で、国民に信頼される畜産物の生産体制を築くことが急務となっています。

配合飼料価格や生産資材価格は依然として高水準で推移し、景気後退による畜産物価格の低迷により各家畜とも収益が著しく低下し、経営の合理化、生産コストの低減に向けた取り組みが求められている。

また、公益法人制度改革に伴う新法人への移行については、協会の今後の組織体制や財務状況等を検討し移行に向けた準備を行う。

このような状況の中で、家畜の損耗防止対策、経営及び生産技術の向上対策、価格安定対策などを引き続き実施し、畜産経営の安定に積極的に取り組み本県畜産の振興を図る。

II 重点項目

1 家畜衛生対策

- (1) 家畜伝染病の発生・流行の防止のためワクチン接種の推進
- (2) 新たなオーエスキー病防疫対策要領に基づいた清浄化の促進
- (3) 牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法に定められた24ヵ月齢以上の死亡牛検査の推進及び牛の検査材料保冷施設の運営
- (4) 地区家畜衛生推進協議会との連携及び迅速な家畜衛生情報の提供

2 経営支援対策

- (1) 畜産経営の安定と生産性向上を図るため、経営診断や生産技術支援、インターネットによる中央情報の配信などの総合支援
- (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策（通称：新マルキン）の推進
- (3) 家畜排せつ物の管理の適正化と堆肥利用の普及促進
- (4) エコフィールドなど未活用資源の飼料利用の促進
- (5) 高位生産草地や高収量作物への転換促進
- (6) 放牧利用等による自給飼料率の向上や生産コストの低減推進

3 価格安定対策

- (1) 肉用子牛生産者補給金制度及び関連事業の推進
- (2) 養豚経営安定対策事業の推進
- (3) 肉用牛経営安定対策補完事業の推進

Ⅲ 事業別計画概要

一般会計

1 家畜衛生対策

1. 補助事業

(1) 家畜生産農場清浄化支援対策事業（国補助・公募）

症状が明確でない慢性的な伝染性疾病の増加に加え、清浄化が困難な伝染性疾病の発生がみられることから、生産者サイドでの自主的・組織的な取組により疾病の清浄化及び発生・流行防止対策を推進し、損耗防止を図る。

① ヨーネ病早期清浄化のための防疫推進

患畜同居牛の自主淘汰促進（助成：評価額×2/3）

② オーエスキー清浄化推進総合対策

ア 清浄性確認検査、清浄種豚抗体検査

イ 感染豚淘汰促進（助成：評価額×2/3）

③ 伝染病の発生・流行防止支援対策

予防接種の推進（IBR5種、IBR6種、アカバネ病）

(2) 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業（国補助・公募）

牛海綿状脳症（BSE）の浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、24月齢以上の死亡牛の検査と適正処理を行い生産者や消費者の安心と信頼の回復に努める。

① 事業推進会議（協会：1回、地区：5回）

② 死亡牛の管理促進費、輸送促進費及び化製処理費の補助

(3) 獣医師養成確保修学資金貸与事業（国補助・公募）

本県の家畜防疫体制の強化を図るため、獣医師養成確保修学資金を貸与し、もって獣医師の安定的確保に資する。

(4) 豚丹毒予防接種向上対策事業（市町村補助）

豚丹毒の発生を防止することにより養豚産業の安定的な発展を図るため、本会が行う豚丹毒予防接種事業に要する経費の一部に対し、関係市町村が本会を経由して生産者に補助金を交付する。

① 実施市町村： 七戸町、六戸町

② 補助対象頭数： 12,000頭（1頭当たり15円）

(5) 家畜防疫互助基金造成等支援事業（機構補助）

豚コレラ及び口蹄疫等の海外悪性伝染病が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、飼養する豚及び牛の淘汰に伴う損失を生産者等が互助補償を行うため農畜産業振興機構の助成を受けて互助補償する制度への加入推進を図る。

① 事業推進会議： 協会：1回、地区：5回

- ② 対象伝染病： 口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ
- ③ 互助金交付： 殺処分又は自主淘汰した家畜の評価額及び焼却・埋却費用を交付
- ④ 事業対象期間： 平成 21 年 4 月 1 日から 3 年間

(6) 衛指協事業強化推進事業（中央畜産会補助）

家畜伝染病予防接種推進対策事業の効率的な実施に必要な研修会を開催する。

技術研修会の開催： 1 回

(7) 育成馬等予防接種推進事業（中央畜産会補助）

最近における馬飼養形態の集団化、大規模化及び頻繁な移動等の実態を踏まえ、生産地における伝染性疾患の発生・流行防止のため、競走用育成馬等について組織的に予防接種を実施して自主防疫の定着を図る。

- ① 馬インフルエンザ・馬流行性脳炎・破傷風（3 種混合）予防接種
- ② 馬インフルエンザ予防接種
- ③ 馬日本脳炎予防接種

(8) 馬鼻肺炎流産予防接種事業（中央畜産会補助）

最近における馬飼養形態の集団化及び頻繁な移動等の実態を踏まえ、生産地における馬鼻肺炎の発生防止のため、繁殖馬の予防接種の徹底を図る。

2. 委託事業

(1) 馬飼養衛生管理特別対策事業（中央畜産会委託）

県内における競走馬以外（農用、肥育、乗用等）の飼養衛生管理環境は、馬関係獣医師の高齢化、偏在化等により脆弱化しつつある。一方、馬の生産、流通の広域化等により伝染性疾患の侵入、流行の危険性も大きいことから競走馬以外の馬の飼養衛生に関する講習会の開催、基礎調査等を実施し馬衛生管理の向上を図る。

- ① 地域馬飼養衛生管理体制整備委員会開催 1 回
- ② 馬飼養衛生管理技術地方講習会開催 1 回
- ③ 地域馬獣医療実態調査

(2) 馬インフルエンザ等自衛防疫推進事業（中央畜産会委託）

乗用馬及び農用馬等の馬インフルエンザ予防接種の支援と浸潤状況検査により本病の清浄化の確認と維持を図る。

- ① 馬インフルエンザ予防接種、馬インフルエンザ抗原検査

(3) 食肉等流通合理化総合対策事業（日本畜産副産物協会委託）

畜産リサイクルシステムの機能回復と豚肉骨粉等の飼料利用を推進するため、食肉業者と化製業者が原料の引渡し・引受け段階において、牛原料を含まない原料供給の促進を図る。

- ① 食肉事業者に対する情報提供
- ② 促進費の交付申請に係る確認

3. 協会単独事業（自主事業）

（1）自衛防疫強化対策事業

最近における家畜の飼養衛生の実態をふまえ、自衛防疫体制の確立と自衛防疫事業の効率的な推進に資する。

- ① 運営協議会開催 1回
- ② 事業推進会議開 県推進会議 1回、地区推進会議 5か所
- ③ 指定獣医師打合会議 1回

（2）自主防疫推進事業（予防接種事業）

家畜伝染病の発生・流行の防止のため、国・県の指導のもとに、生産者・市町村関係団体及び地区家畜衛生推進協議会による防疫体制の強化を図りながら、指定獣医師による家畜伝染病予防接種事業の円滑な推進を図る。

予防接種事業の種類（計画）

区分	牛	豚	馬	鶏	計	備考
補助対象	3	0	4	0	7	
協会単独	3	6	3	2	14	
計	6	6	7	2	21	

（3）総合指導事業

家畜の疾病が複雑多様化していることから、地域で抱えている家畜衛生対策の課題解決に必要な事業への助成並びに指定獣医師の技術向上等を図る。

- ① 家畜防疫地域活性化促進事業に対する支援
- ② 研修・広報事業に対する支援
- ③ 家畜衛生功労者表彰

（4）自衛防疫指導委託事業

地区家畜衛生推進協議会に対し、本会が行う自衛防疫関連事業及び総合指導事業の推進を委託し、事業の円滑な推進を図る。（東青、三八、上十三、むつ、津軽）

（5）事故対策事業

本会が実施する予防接種事業により注射事故が発生した場合、家畜所有者に対し、事故見舞金を交付する等、予防接種事故処理の円滑化を図る。

2 経営支援対策

1. 補助事業

(1) エコフィード緊急増産対策事業（国補助・公募）

地域におけるエコフィード（食品残渣飼料）の利用体制の確立のため、関係者による十和田地域エコフィード推進協議会を設立し、地域情報の分析、利用方法の具体的な検討、エコフィード給与試験等を実施し、未活用資源の飼料利用体制の確立を図る。

(2) 肉用牛肥育経営安定特別地域推進事業（機構補助・公募）

肉用肥育経営安定特別対策事業の基金管理等の適正な運営を行う。

- ① 基金管理及び指導に要する事務
- ② 事業推進委託等

(3) 畜産経営技術指導事業（地域畜産支援指導等体制強化事業）（地全協補助）

畜産農家の安定的経営を目途に基幹職員を配置し、国及び県等の各種事業の推進による畜産指導を効果的に行う体制の整備強化を行う。

- ① 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化
- ② 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化
- ③ 県及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化
- ④ 地域団体との連携協調体制の基盤強化

(4) 畜産特別資金推進指導事業（中央畜産会補助）

畜産特別資金が必要であると思慮される経営体の早期把握に努め、借入者等に対する指導助言を実施する。

2. 委託事業

(1) 畜産経営体支援指導体制確立事業（県委託）

高度な技術を基盤とした生産性の高い畜産経営体や主要な担い手を広範かつ急速に育成するため、畜産経営体の経営・生産技術の高度化に対する支援・指導を行い畜産振興を図る。

- ① 畜産経営体支援指導研究会（1回）
- ② 地域指導相談窓口の配置（3ヶ所）
- ③ 畜産経営技術の総合支援
- ④ ホームページによる情報提供
- ⑤ データベース構築と経営支援

(2) 畜産関係団体調整機能強化事業（中央畜産会委託）

畜産をめぐる厳しい内外環境に対処するため、強力な行政措置と関係団体による的確な補完及び地域の特性と実態に即した団体の組織的活動が重要であるため、関係団体と緊密な連携のもとに女性生産者組織の活性化を図る。

- ① 女性生産者組織整備（仲間づくり）を1回開催する。

(3) 畜舎等建設・利用効率化推進事業（中央畜産会委託）

地域の畜舎等建設に関する実態把握と関連基準の周知等を促進するため、畜舎等の事例調査、関係機関との情報交換及び畜産農家への情報提供を行う。

(4) 畜産経営支援組織連帯強化事業（中央畜産会委託）

地域の畜産経営支援組織に対し、組織の運営強化や業務の拡充等の助言指導を行い組織の連携強化を図る目的で、十和田市公共牧場再生協議会が実施する活動調査を支援する。

(5) 貸付事業指導等事業（畜産近代化リース協会委託）

畜産経営の近代化と体質強化を図るため、畜産関係機械施設のリース事業により整備したトラクター等飼料生産利用設備及び生乳生産合理化施設の利用状況調査・指導の実施並びに新規借入のためのPRを行う。

3. 協会単独事業（自主事業）

(1) 肉用牛肥育経営安定対策推進事業

肉用牛肥育経営安定対策事業の円滑な推進を図るために事務委託団体に対し、委託事務に要する経費を助成する。

- ① 交付先： 事務委託団体 13 団体
- ② 対象： 生産者積立金の対象牛

(2) 畜産振興対策事業

- ① 生産技術の普及と向上を目途に畜産共進会等に対し副賞を授与する。
- ② 堆肥の流通及び生産技術の向上を図るため、堆きゅう肥品評会を開催する。
- ③ 研修広報対策
- ④ 馬事畜産振興として、青森県馬事畜産振興協議会を通じて盛岡競馬場観戦ツアーを10月に開催する。

(3) 草地支援対策

市町村及び農業協同組合等が運営管理している公共牧場及び草地・飼料作物の生産に係る問題解決のため研修会、公共牧場交流会、展示圃の継続調査、情報の収集・提供を行うと共に地域の活動を支援し、草地畜産に関する普及啓発活動を実施する。

- ① 公共牧場の植生改善の調査指導
- ② 低コストな牧草地や飼料畑の改善及び水田放牧促進のための技術研修会の開催
- ③ 情報誌「グラス&シード」及び草地関連情報等の提供

3 価格安定対策

1. 補給金事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度（機構補助）

肉用子牛の再生産の確保と畜産経営の安定を図るため、肉用子牛の価格が低落し国の定め

る保証基準価格を下回った場合に、その価格差を補てんする肉用子牛生産者補給金制度を実施する。個体登録計画頭数は、黒毛和種 4,440 頭、その他肉専用種 210 頭、乳用種 5,170 頭、乳交雑種 2,260 頭の計 12,080 頭とする。

① 保証基準価格・合理化目標価格

(単位：円/頭)

品種区分	保証基準価格	合理化目標価格	備考
黒毛和種	310,000	268,000	
褐毛和種	285,000	247,000	
その他肉専用種	204,000	142,000	
乳用種	116,000	83,000	
乳交雑種	181,000	138,000	

② 肉用子牛1頭当たりの生産者積立金及び負担区分

(単位：円)

品種区分	生産者積立金	負担区分		
		農畜産業振興機構	青森県	生産者
黒毛和種	2,200	1,100	550	550
褐毛和種	11,900	5,950	2,975	2,975
その他肉専用種	24,400	12,200	6,100	6,100
乳用種	12,700	6,350	3,175	3,175
乳交雑種	5,000	2,500	1,250	1,250

2. 補助事業

(1) 肉用牛繁殖経営支援事業（機構補助）

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

① 事業内容： 肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の4分の3を交付する。

② 対象品種： 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

③ 発動基準：

(単位：円)

品種区分	発動基準	備考
黒毛和種	380,000	
褐毛和種	350,000	
その他肉専用種	250,000	

- ④ 交付単価： 発動基準と平均売買価格の差額の4分の3
(平均売買価格が保証基準価格を下回った場合は、保証基準価格と発動基準の差額の4分の3)
- ⑤ 対象子牛： 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛
- ⑥ 実施期間： 平成22年度から平成24年度

(2) 肉用牛経営安定対策補完事業（機構補助・公募）

肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等肉用牛生産に係る経営安定対策を補完する取組に対し補助する。

- ① 中核担い手育成増頭推進
- ② 肉用牛ヘルパーの推進
- ③ 地方特定品種の振興
- ④ 離島及び山振地域における肉用牛振興
- ⑤ 普及啓発資料の作成・配布、会議等の開催、事業推進指導

(3) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業（機構補助）

- ① 制度運営適正化事業
 - ア 肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留、異動の確認
 - イ 家畜市場における肉用子牛の取引情報収集及び農畜産業振興機構への報告
- ② 指定協会調査指導事業
 - 協会の業務規程に基づき、協会が事務を委託する者が行う委託事務の執行についての点検、調査及び指導を実施し、肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施体制の確保に努める。
- ③ 肉用子牛生産者補給金制度の業務を円滑に遂行するため、農畜産業振興機構より財政支援を受け、当協会の運営体制の充実を図る。

(4) 養豚経営安定対策事業（機構補助）

全国の豚枝肉卸売平均価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合、その差額の8割を補てんすることにより、養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資する。

平成23年度からは、生産者と農畜産業振興機構との直接契約方式に全面的に移行するため本年度は、平成22年度第4四半期の補てん金の交付と積立金の返還業務を行うとともに、本事業の普及推進を行う。

- ① 対象肉豚： 全規格の肉豚（廃用は除く）
- ② 生産者積立金： 580円/頭（抛出割合…生産者：国＝1：1）
- ③ 保証基準価格： 460円/kg
- ④ 補てん金単価： 指標枝肉価格が保証基準価格を下回った場合、その差額の8割に1頭当たりの枝肉重量（＝77kg）を乗じた額

特別会計

1. 牛の検査材料保冷施設特別会計

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく、24月齢以上のすべての死亡牛を管理するため、県が設置した「牛の検査材料保冷施設」の管理委託を受け運営する。

- ① 設置場所： 野辺地町（畜産研究所内）
- ② BSE検査機関： 青森家畜保健衛生所
- ③ 年間取扱頭数： 1,200頭
- ④ 管理負担金： 1頭当り 3,500円

(2) 牛海綿状脳症清浄化推進対策事業（県委託）

牛の検査材料保冷施設における死亡牛のBSE検査に係る採材補助業務を行い、当該検査の円滑な推進を図る。

2. 肉用牛肥育経営安定特別対策特別会計

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した時に肥育牛補てん金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定化を図る制度で、肉用牛生産基盤の拡大に資する。

- ① 事業期間： 平成22年～平成24年
- ② 基金造成： 生産者、機構
- ③ 交付条件： 肥育牛1頭当たりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合にその差額の8割を上限として交付する。
- ④ 契約計画頭数・積立単価等： （平成23年度）

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計	備考
契約頭数（頭）	4,500	5,500	18,000	28,000	
1頭当積立金（円）	52,000	100,000	72,000	-	
生産者（1/4）	13,000	25,000	18,000	-	
機構（3/4）	39,000	75,000	54,000	-	

【参考】平成22年度の積立金額

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計	備考
1頭当積立金（円）	80,000	111,200	60,000	-	
生産者（1/4）	20,000	27,800	15,000	-	
機構（3/4）	60,000	83,400	45,000	-	

付 表

1. 自主防疫推進事業（平成 23 年度）

(1) 家畜伝染病予防接種の計画頭羽数

(単位：頭、羽)

区 分		22年度 計画頭数	23年度 計画頭数	地区別計画頭数				
				東 青	三 八	上十三	む つ	津 軽
(1) 補助事業								
牛	牛伝染性鼻気管炎(5種)	8,250	8,420	220	1,500	4,200	1,800	700
	牛伝染性鼻気管炎(6種)	90	80	30				50
	牛アカバネ病	8,150	8,580	350	2,200	4,200	1,000	830
豚	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢(混)	6,000	0					
馬	馬インフル・流脳・破傷風(混)	290	395		300	90	5	
	馬インフルエンザ	120	85		60	20	5	
	馬流行性脳炎	10	15			10	5	
	馬鼻肺炎	200	200		100	100		
	馬インフルエンザ(自防)	130	135		60	70	5	
(2) 協会事業								
鶏	ニューカッスル病(ND)	86,100	85,000	10,000				75,000
	ニューカッスル病・IB(混)	47,000	44,000	5,000				39,000
豚	豚丹毒(生20ml)	59,800	48,100	1,800	13,000	20,000	1,800	11,500
	豚丹毒(生50ml)	48,000	48,000		9,000	38,000	1,000	
	豚丹毒(不・オイル)	82,500	82,500		82,500			
	豚オーエスキー病	0	0					
	豚流行性脳炎	2,580	1,500		500	1,000		
	豚パルボウイルス感染症	80	50			50		
	豚流脳・パルボ(混)	320	280					280
牛	牛クロストリジウム(3種)	8,770	8,310	450	1,000	4,000	2,000	860
	牛クロストリジウム(5種)	70	100				100	
	牛ヘモフィルス感染症	0	0					
	牛下痢(5種混合)	240	370	80			170	120
馬	馬インフル・流脳・破傷風(混)	20	15	5		10		
	馬インフルエンザ	70	75	5		70		
	馬流行性脳炎	70	50	5		45		